

建設業法令遵守について



国土交通省 中部地方整備局 建政部 建設産業課

令和4年12月

目次

1. 建設業法令遵守ガイドライン (P.2 ~P.38)
2. 法令遵守ガイドラインの改訂 (P.39~P.44)
3. その他 (P.45~P.51)



1. 建設業法令遵守ガイドライン

1. 策定の趣旨

本ガイドラインは、元請負人と下請負人との関係に関して、どのような行為が建設業法に違反するか具体的に示すことにより、法律の不知による法令違反行為を防ぎ、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることを目的として策定

2. 本ガイドラインの内容

(1) 建設業の下請取引における取引の流れに沿った形で、見積条件の提示、契約締結といった以下の13項目について、留意すべき建設業法上の規定を解説するとともに、建設業法に抵触するおそれのある行為事例を提示

1. **見積条件の提示等** (建設業法第20条第4項、第20条の2)
2. 書面による契約締結 (1) 当初契約 (建設業法第18条、第19条第1項、第19条の3、第20条第1項)
(2) 追加工事等に伴う変更契約 (建設業法第19条第2項、第19条の3)
3. 工期 (1) 著しく短い工期の禁止 (建設業法第19条の5)
(2) 工期変更に伴う変更契約 (建設業法第19条第2項、第19条の3)
(3) 工期変更に伴う増加費用 (建設業法第19条第2項、第19条の3)
4. 不当に低い請負代金 (建設業法第19条の3)
5. **原材料費等の高騰・納期遅延等の状況における適正な請負代金の設定及び適正な工期の確保【新設】**
(建設業法第19条第2項、第19条の3、第19条の5)
6. 指値発注 (建設業法第18条、第19条第1項、第19条の3、第20条第4項)
7. 不当な使用資材等の購入強制 (建設業法第19条の4)
8. やり直し工事 (建設業法第18条、第19条第2項、第19条の3)
9. **赤伝処理** (建設業法第18条、第19条、第19条の3、第20条第4項)
10. 下請代金の支払 (1) 支払保留・支払遅延 (建設業法第24条の3、第24条の6)
(2) **支払手段** (建設業法第24条の3第2項)
11. **長期手形** (建設業法第24条の6第3項)
12. 不利益取扱いの禁止 (建設業法第24条の5)
13. 帳簿の備付け・保存及び営業に関する図書の保存 (建設業法第40条の3)

(2) 関連法令の解説として以下の内容を掲載

- 14-1 独占禁止法との関係について (建設業の下請取引に関する建設業法との関係)
- 14-2 社会保険・労働保険等について (法定福利費の確保)
- 14-3 労働災害防止対策について (実施者と経費の負担の明確化)
- 14-4 **建設工事で発生する建設副産物について (運搬及び処理に要する経費の適正な見積及び明示)【新設】**



(建設工事の見積り等)

第二十条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。

請負金額の算定

適正な見積りを実施
することが重要

工事費の内訳が明らか
にされた見積り

- ・材料費
- ・労務費
- ・法定福利費など

トラブル防止

適正な請負価額の設定

ダンピング防止

注文者の保護

下請業者の保護

技能労働者への適切な
賃金水準の確保

担い手の確保

I-1 見積条件の提示

見積依頼は、工事内容、工期等の契約内容をできる限り具体的に提示して行わなければなりません

工事内容のほか、契約約款
や支払条件等も含めて提示

あの工事、
いつもの通りで
見積ってくれ。

いつもの通りと
言われても…
責任施工範囲は？
支払条件は？
工期は？

下請負人

元請負人

建設業法 第20条第4項

I-2 工程の細目ごとに見積り

工程の細目を明らかにし、建設工事の見積もりを行うよう努めなければなりません



工事の工程ごとの作業と日数を

下請負人

下請負人が明らかにする内容として

建設工事の見積内容に
「工事の工程ごとの作業及び
その準備に必要な日数」が追加。



元請負人は、下請契約の締結に際して、
その見積内容を考慮

建設業法 第20条第1項

I-3 工期等に影響を及ぼす事象に関する情報提供

注文者が事前に知り得た工期や請負代金額に影響を及ぼす事象については、契約締結前までに情報の提供しなければなりません



建設業法 第20条の2

I-4 適正な見積期間の設定

下請負人が見積もりを行うに足る期間を設けなければなりません

見積を
3日以内に
持ってきてくれ。

この工事だと
3000万円くらいの
規模になりそうです。
3日では……

下請工事発注予定額に応じた
必要見積期間

- ① 500万円未満 中1日
- ② 5,000万円未満 中10日
- ③ 5,000万円以上 中15日以上

※ ②③の場合で、やむを得ない場合
には短縮可能

元請負人

下請負人

建設業法 第20条第4項

建設業法施行令

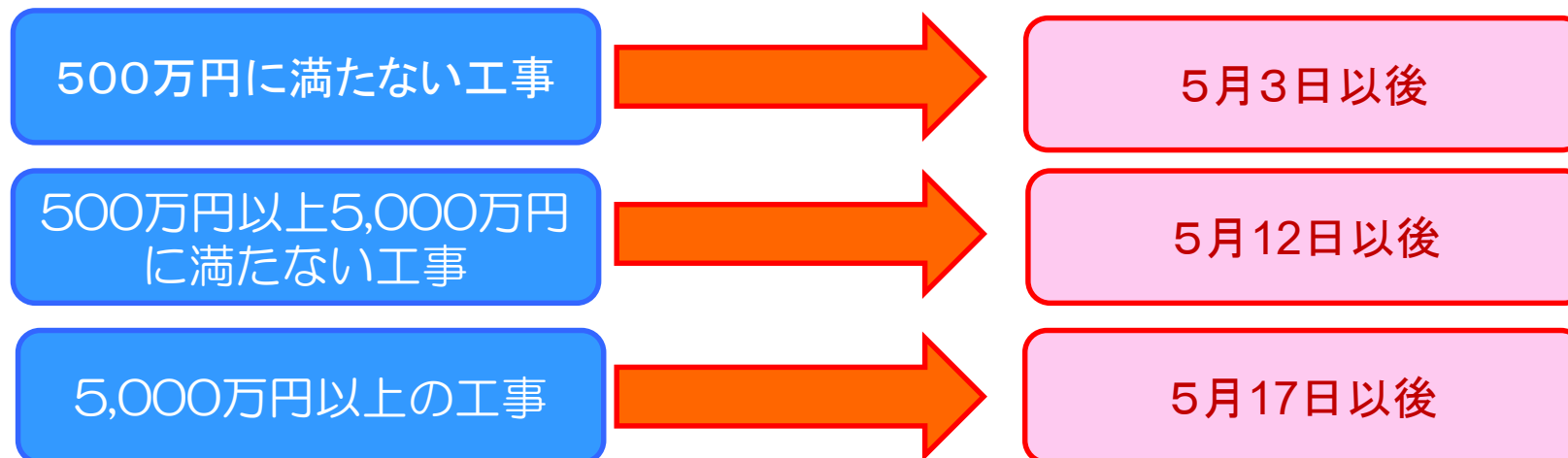
（建設工事の見積期間）

第六条 法第二十条第三項に規定する見積期間は、次に掲げるとおりとする。
ただし、やむを得ない事情があるときは、第二号及び第三号の期間は、五日以内に限り短縮することができる。

- 1 工事1件の予定価格が500万円に満たない工事については、**中**1日以上
- 2 工事1件の予定価格が500万円以上5,000万円に満たない工事については、**中**10日以上
- 3 工事1件の予定価格が5,000万円以上の工事については、**中**15日以上

例えば、5月1日に見積りを依頼した場合

工事1件の予定価格





「法定福利費を内訳明示した見積書」について

法定福利費とは：法令に基づき企業が義務的に負担しなければならない社会保険料

※健康保険、厚生年金保険、雇用保険の保険料

⇒ 労働者を直接雇用する専門工事業者は、労働者を適切な保険に加入させるために必要な法定福利費を確保する必要

法定福利費を内訳明示した見積書

下請企業が元請企業（直近上位の注文者）に対して提出する見積書について、法定福利費を内訳として明示したもの

「法定福利費を内訳明示した見積書」作成手順

〔基本的な法定福利費算出方法〕

= 労務費総額 × 法定保険料率

〔その他の法定福利費算出方法〕

= 工事費 × 工事費あたりの平均的な法定福利費の割合

= 工事数量 × 数量あたりの平均的な法定福利費の割合

（見積書の活用イメージ）

元請企業



法定福利費の内訳明示
を見積条件に記載



標準見積書の活用
法定福利費内訳明示



法定福利費を
請負金額に反映

下請企業



必要な保険への加入

技能労働者

標準見積書：社会保険等への加入原資となる法定福利費を適切に確保するため、各専門工事業団体が作成（国土交通省HPIにも掲載）

御見積書（例）

◇◇◇株式会社 殿

住所 ××
〇〇 株式会社

見積金額 (消費税込)

項目	数量	歩掛	単価	金額
〇〇〇工事				
材料費				A
労務費				B
経費（法定福利費を除く）				C
小計				D=A+B+C

法定福利費

法定福利費事業主負担額	対象金額	料率	金額
雇用保険料	B	1.050% p	E=...B×p
健康保険料（※1）	B	4.985% q	F=...B×q
介護保険料（※2）	B	0.450% r	G=...B×r
厚生年金保険料 （児童手当提出金含む）	B	8.887% s	H=...B×s
合計	B	15.372% t	I=...B×t

※1 協会けんぽ東京支部 加入の場合

※2 介護保険加入割合を52.4%（協会けんぽH24事業年齢より）と仮定

小計	J=D+I
消費税等	K=J×5%
合計	L=J+K

法定福利費の適正な確保に向けて

○**社会保険の保険料は**、建設業者が義務的に負担しなければならない法定福利費であり、建設業法 第19条の3に規定する「**通常必要と認められる原価**」に含まれる。

○建設業者は建設工事の請負契約を締結するに際し、**経費の内訳を明らかにして、建設工事の見積りを行う**よう努めなければならない。（建設業法第20条第1項）

○元請負人及び下請負人は見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要。元請負人は、下請負人に専門工事業団体等が作成した標準見積書の活用等による法定福利費相当額を**内訳明示した見積書を提出するよう見積条件に加える**。

○法定福利費相当額を含んだ見積書を尊重し、各々の対等な立場における合意に基づいて、請負金額に適切に反映することも必要。

下請負人から法定福利費相当額が明示された見積書が提出されてたにもかかわらず、元請負人がこれを尊重せず、法定福利費相当額を一方的に削減したり、労務費や材料費、労務費、その他経費など、他の費用減額調整を行うなどして、実質的に法定福利費相当額を賄うことができない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。

1. 現状の課題

- 国土交通省においては、
 - ・ 老後の生活や怪我時の保障など **技能者に対する処遇改善**
 - ・ 法定福利費を適正に負担する企業による **公平・健全な競争環境の整備**等の観点から、**平成24年度から社会保険加入対策を推進**しており、企業単位・技能者単位ともに保険加入率上昇が見られるなど、一定の効果が発現
- **令和2年10月から建設企業の社会保険加入が建設業許可・更新の要件**として位置付けられるなど、社会保険加入対策をさらに強化
- 一方で、社会保険加入対策や労働関係法令規制の強化に伴って、法定福利費等の労働関係諸経費の削減を意図して、**技能者の個人事業主化(いわゆる一人親方化)**が進む懸念
- 建設業界への聞き取りや企業アンケートにおいても、技能者の一人親方化が進んでいる傾向が示されており、その中には、実態が雇用労働者であるにもかかわらず、**偽装請負の一人親方として従事している技能者も一定数存在**

法定福利費等の労働関係諸経費の削減を意図して、**偽装請負としての一人親方化**を進めることは、技能者の処遇低下のみならず、法定福利費等を適切に支払っていない企業ほど競争上優位となるなど、公正・健全な競争環境を阻害するのみならず、**社会保険加入対策の根幹を揺るがす重要な問題**

2. 施策の方向性

① 一人親方等に直接訴求する取組(令和元年度実施済)

- ⇒ 社員(労働者)と一人親方(個人事業主)の **適切な働き方の理解を促す**とともに、社員として働いた場合は一人親方として働いた場合と比較して、将来の年金給付額が多くなる可能性等について、**直接一人親方等に周知**

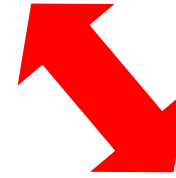
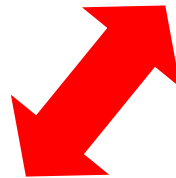
② 実効性ある一人親方対策(今後実施)

- ⇒ 職種ごとの一人親方の実態把握等を行いつつ、規制逃れを目的とした一人親方化対策、その他一人親方の処遇改善対策等について、「**建設業の一人親方問題に関する検討会**」において **実効性ある施策を検討・推進**

一人親方の利点と懸念事項

一人親方となることの利点

- 職場にとらわれない自由な働き方が可能
- 仕事をやればやるほど稼ぐことが可能
- 自分の腕次第では高報酬も可能



一人親方の懸念事項(技能者本人)

- 引退後(老後)の生活が不安定
- 病気や仕事がなくなったときの保障がない
(失業等給付や雇用調整助成金等の対象から外れる)
- 業務中の怪我や事故は全て自己負担
(労災の特別加入制度を利用している場合は掛金によって給付額が支払われる)
- 建設業退職金共済制度の加入や掛金充当のハードルが高い

一人親方の懸念事項(建設業界)

- 法定福利費等の労働関係諸経費の削減を意図して、偽装請負としての一人親方化を進めることにより、法定福利費等を適切に支払っていない企業ほど価格競争で優位となるなど、公正・健全な建設市場の阻害要因
- 技能者の処遇悪化による担い手確保への支障

建設業の一人親方問題に関する検討会の目的

建設業の一人親方問題に関する検討会の目的

技能者の処遇改善や法定福利費を適正に負担する企業による公平・健全な競争環境の整備等を図るため、学識経験者・建設業者団体等が一体となって、規制逃れを目的とした一人親方化防止対策、一人親方の処遇改善対策等の諸課題に関し、実効性のある施策を推進する

規制逃れを目的とした 一人親方化防止対策

技能者に対する処遇改善の推進、法定福利費を適正に負担する企業による公平・健全な競争環境を阻害する動きを無くすことを目的に対策を検討する。

法令による対応
(サンクション・ペナルティ)

雇用契約の締結
社会保険への加入

一人親方の処遇 改善対策 等

一人親方として適正に事業を行っている事業主の保護や、排除しない、育成していくことを目的に対策を検討する。

法令による対応

適正取引の推進

政策による対応
(プロの育成)

専門性の向上
適切な請負代金の確保

社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン(概要)

○「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」は、建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にし、建設企業の取組の指針とするべきものとして策定

○同ガイドラインは、平成24年7月に通知し(課長通知)、同年11月1日に施行(令和4年4月1日最終改訂)

元請企業の役割と責任

社会保険については関係者を挙げて取り組むことが求められており、元請企業においても下請企業に対する指導等の取組を講じる必要

○下請企業について保険加入の確認・指導等

- ・ 選定の候補となる建設企業について社会保険の加入状況を確認し、未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導を行う
- ・ 社会保険の全部又は一部に適用除外ではなく未加入である建設企業を下請企業に選定しないとの取扱いを徹底
- ・ 建設キャリアアップシステムに登録している企業を選定することを推奨

○法定福利費の適正な確保

- ・ 見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要があり、法定福利費を内訳明示した見積書の提出について、下請企業に対する見積条件に明示するとともに、提出された見積書を尊重すること
- ・ 元請負人が、法定福利費相当額を一方的に削減したり、労務費そのものや他の費用で減額調整を行うなど、実質的に法定福利費相当額を賄うことができない金額で建設工事の請負契約を締結することは厳に慎むべき

○現場に入場する作業員について保険加入の確認・指導等

- ・ 新規入場者の受け入れに際して、各作業員について作業員名簿の社会保険欄を確認し、未加入等が発覚した場合には、作業員名簿を作成した下請企業に対し、作業員を適切な保険に加入させるよう指導する
- ・ 情報の真正性が確保されている建設キャリアアップシステムの登録情報を活用し、同システムの閲覧画面等において社会保険加入状況の確認を行うことを原則化
- ・ 書面にて保険加入状況の確認をする場合、社会保険の標準報酬決定通知書等のコピーを提示させ真正性の確保に向けた措置を講ずること
- ・ 一人親方として下請企業と請負契約を結んでいるため「雇用保険」に加入していない作業員がいる場合、元請企業は下請企業に対し、一人親方との関係を記載した再下請負通知書及び請負契約書の提出を求め、請負契約書の内容が適切かどうかを確認するとともに、一人親方本人に対し、現場作業に従事する際の実態を確認する

下請企業の役割と責任

従業員が社会保険加入義務を負っているのは雇用主であるため、下請企業自らが積極的にその責任を果たすことが必要不可欠

○雇用する労働者の適切な社会保険への加入

- ・ 労働者である社員と請負関係にある一人親方の二者を明確に区別した上で、労働者である社員については社会保険加入手続を適切に行うことが必要

○元請企業が行う指導等への協力

- ・ 元請企業の指導が建設工事の施工に携わる全ての下請企業に行き渡るよう、元請企業が行う指導に協力する

○法定福利費の適正な確保

- ・ 自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、法定福利費を内訳明示した見積書を注文者に提出するとともに、業務の一部を再下請負させる場合は、再下請負人の法定福利費を適正に確保する

一人親方について

○働き方自己診断チェックリストの活用

- ・ 建設企業との契約の形式が請負契約であっても、実態が当該建設企業の指揮監督下において労務を提供し、労務の提供として対価が支払われるものである場合、当該契約は建設工事の完成を目的とした請負契約に当たらないため、建設業法の適用を受けないことに留意
- ・ 働き方を確認し、その結果に応じて、雇用契約の締結・社会保険の加入を行うよう当該建設企業に求めること

○事業者としての立場

- ・ 一人親方が建設企業と請負契約を締結する際に、当該請負契約が建設工事の完成を目的とした内容である場合、事業者として当該工事に責任を持って施工する必要があるため、建設業法等を遵守し、取引の適正化、工事費には必要経費を適切に反映した請負代金の確保に努める
- ・ 見積書を事前に交わすことや請負契約書を書面で交付することを徹底しなければならない

一人親方について

○建設業界として目指す一人親方の基本的な姿

・請け負った工事に対し自らの技能と責任で完成させることができる現場作業に従事する個人事業主

- 技能とは、相当程度の年数を上回る実務経験を有し、多種の立場を経験していることや、専門工事の技術のほか安全衛生等の様々な知識を習得し、職長クラス（建設キャリアアップシステムのレベル3相当）の能力を有すること等
- 責任とは、建設業法や社会保険関係法令、事業所得の納税等の各種法令を遵守することや、適正な工期及び請負金額での契約締結、請け負った工事の完遂、他社からの信頼や経営力があること等

○一人親方が建設企業と請負契約を締結している場合

建設工事の完成を目的とした請負契約に当たる場合

- ・建設業法令を遵守し、見積書を事前に交わすこと、書面契約の徹底をすること

建設企業との契約の形式が請負契約であっても、実態が建設企業の指揮監督下において労務を提供し、労務の提供として対価が支払われるものである場合

- ・働き方自己診断チェックリストで働き方を確認し、その結果、労働者に当てはまる場合は雇用契約の締結・社会保険の加入を行うよう当該建設企業に求めること
- ・建設工事の完成を目的とした請負契約ではないため、建設業法の適用を受けないことに留意

元請企業の役割と責任

○下請企業が一人親方に対して再下請負をしている場合 → 「働き方自己診断チェックリスト」の活用を促し働き方の確認を行う

チェックリストの項目にあまり該当しない
⇒労働者に当てはまらない働き方



元請企業は適切な施工体制台帳・施工体系図の作成を行う

次のような一人親方に発注している企業については雇用契約の締結、社会保険の加入及び法定福利費の確保を促す

①10代の一人親方 ②経験年数3年未満の一人親方

③働き方自己診断チェックリストで確認した結果、雇用労働者に当てはまる働き方をしているもの

※上記①②は未熟な技能者の処遇改善や技能向上の観点からひとまずは雇用関係へ誘導していく方針

※再三の指導に応じず、改善が見られない場合は当該建設企業の現場入場を認めない取扱い

元請企業の役割と責任

下請企業の役割と責任

○元請企業・下請企業が一人親方と直接、請負契約を締結している場合

建設工事の完成を目的とした請負契約に当たる場合

- ・建設業法令を遵守し、見積書を事前に交わすこと、書面契約の徹底をすること
- ・請負金額に雇い入れている同種の社員の賃金に必要な経費を加えた適切な報酬が支払われるよう努めるべき

一人親方との契約の形式が請負契約であっても、実態が元請（下請）企業の指揮監督下において労務を提供し、労務の提供として対価が支払われるものである場合

- ・当該契約を履行するうえで働き方自己診断チェックリストで働き方を確認し、その結果、労働者に当てはまる場合は雇用契約の締結・社会保険の加入を行うこと
- ・建設工事の完成を目的とした請負契約に当たらないため、建設業法の適用を受けないことに留意

○元請企業・下請企業の令和8年度以降の対応

→ 一人親方に対して「働き方自己診断チェックリスト」の確認事務の軽減を図るため、不適正な一人親方の目安の運用を目指す

働き方自己診断チェックリストの活用による事務負担の軽減、技能者の処遇改善及び技能向上の観点から、経験年数が一定未満（あるいは建設キャリアアップシステムのレベルが一定未満）の技能者が一人親方として扱われている場合など、「適正でない一人親方の目安」を策定することを目指す。そのため、働き方自己診断チェックリストの活用のあり方等について、本ガイドラインの運用状況等を踏まえつつ更なる検討を行い、令和5年度末を目途に一定の道筋を示す。

働き方自己診断チェックリスト

別紙 4 働き方自己診断チェックリスト

記入者： 年 月 日
 チェックリスト記入者：
 契約の相手方／担当者：

Point 1 依頼に対する諾否

A ☐ 自分に断る自由がある

仕事先から仕事を頼まれたら、
断る自由はありますか？

B ☐ 自分に断る自由はない

Point 2 指揮監督

A ☐ 毎日の仕事量や配分、進め方は、基本的に
自分の裁量で決定する

日々の仕事の内容や方法はどのように
決めていますか？

B ☐ 毎日、会社から仕事量や配分、進め方の
具体的な指示を受けて働く

Point 3 拘束性

A ☐ 基本的には自分で決められる

仕事先から仕事の就業時間
(始業・終業)を決められていますか？

B ☐ 会社などから具体的に決められている

Point 4 代替性

A ☐ 代役を立てることも認められている

あなたの都合が悪くなった場合、頼まれた仕事を
代わりの人に行わせることはできますか？

B ☐ 代役を立てることは認められていない

Point 5 報酬の労務対償性

A ☐ 工事の出来高見合

あなたの報酬（工事代金又は賃金）は
どのように決められていますか？

B ☐ 日や時間あたりいくらで決まっている

Point 6 資機材等の負担

A ☐ 自分で用意している

仕事で使う材料又は機械・器具等は
誰が用意していますか？

B ☐ 会社が用意している

Point 7 報酬の額

A ☐ 正規従業員よりも高額である

同種の業務に従事する正規従業員と比較した場合、
報酬の額はどうか？

B ☐ 正規従業員と同程度か、
経費負担を引くと同程度よりも低くなる

Point 8 専属性

A ☐ 自由に他社の業務に従事できる

他社の業務に従事することは可能ですか？

B ☐ 実質的に他社の業務を制限され、特定の会社
の仕事だけに長期にわたって従事している

働き方自己診断チェックリストは、現場作業に従事する際の実態を確認するため、以下の者が使用することを想定している。

①雇用契約を締結せず建設工事に従事する一人親方 ②一人親方と直接、請負契約を締結する建設企業

記入者が①の場合

1 契約する工事毎に当該工事を完成させる際の働き方を確認する。2 請負契約を締結している建設企業名及び担当者名を記入する。

記入者が②の場合

1 工事を発注する前に当該一人親方の働き方を確認する。2 一人親方の氏名を記入する。

(注意)

・働き方自己診断チェックリストで働き方を確認した結果、Bが多く当てはまる場合は、雇用契約の締結を検討する。

・記入者は元請企業等に働き方自己診断チェックリストを提出する。なお、電子媒体での提出を可能とする。

記入者： 年 月 日

チェックリスト記入者：

契約の相手方／担当者：

働き方自己診断チェックリストは、現場作業に従事する際の実態を確認するため、
以下の者が使用することを想定している。

①雇用契約を締結せず建設工事に従事する一人親方

②一人親方と直接、請負契約を締結する建設企業

記入者が①の場合

1 契約する工事毎に当該工事を完成させる際の働き方を確認する。

2 請負契約を締結している建設企業名及び担当者名を記入する。

記入者が②の場合

1 工事を発注する前に当該一人親方の働き方を確認する。

2 一人親方の氏名を記入する。

(注意)

・働き方自己診断チェックリストで働き方を確認した結果、Bが多く当てはまる場合は、雇用契約の締結を検討する。

・記入者は元請企業等に働き方自己診断チェックリストを提出する。なお、電子媒体での提出を可能とする。

働き方自己診断チェックリストの運用方法(1/2)

事前説明

働き方自己診断チェックリスト（以下、チェックリスト）の記入を依頼する際に、以下の趣旨と注意事項を事前に説明すること。

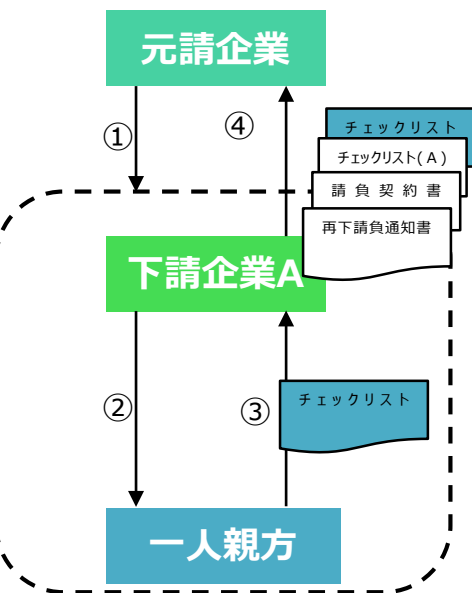
趣旨

適切な施工体制台帳の作成や労災保険料の算出のため、工事を請け負う個人事業主として現場に入場するのか、実態が雇用契約を締結すべきと考えられる雇用労働者として現場に入場するのかを確認するため。

注意事項

チェックリストを記入する際には、実態に即して記入すること。

ケース1 施工体制台帳を作成する工事での確認



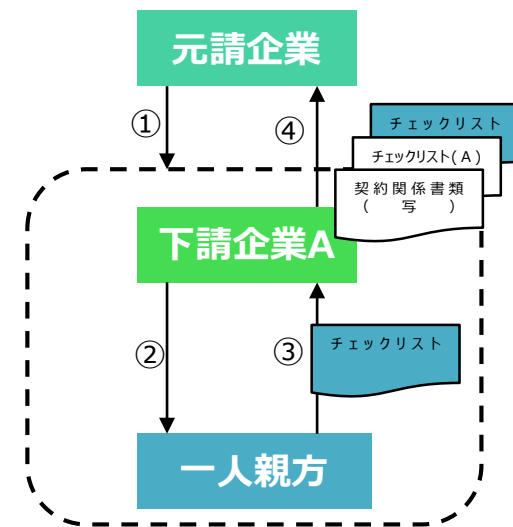
- ① 元請企業は施工体制台帳の作成建設工事の通知時に②～④を行うよう働きかける。なお、元請企業が直接一人親方と請負契約を締結する場合は、②～④の手順に準じて一人親方の働き方を確認すること。
- ② 一人親方と直接、請負契約を締結する企業（以下、A企業とする）は、一人親方に工事を依頼する前にチェックリストで一人親方の働き方を確認・記入する。
- ③ 一人親方は請負契約を締結する前の見積時に、当該工事を完成させる際の働き方をチェックリストで確認・記入し、A企業に提出する。
- ④ A企業は一人親方との関係を記載した再下請負通知書及び請負契約書、A企業及び一人親方が記入したチェックリストを元請企業に提出する。下請企業が数次にわたる場合は、上位発注者を通じて元請企業に提出する。
- ⑤ 元請企業は請負契約書とチェックリストの内容を確認するとともに、現場入場等の機会を通じて一人親方本人に対し、現場作業に従事する際の実態を確認すること。
- ⑥ 契約書の内容が建設工事の完成を目的とした契約で無い場合やチェックリストの結果が労働者と考えられる場合、元請企業はA企業に対して雇用契約の締結等を促す。

注意

- ②の手順において、A企業はチェックリストで一人親方の働き方を確認し、その結果、労働者に当てはまる働き方になっていると認められる場合は、適切に雇用契約の締結・社会保険の加入を行うこと。
- ③の手順において、一人親方はチェックリストで働き方を確認し、その結果に応じて、雇用契約の締結・社会保険の加入を行うようA企業に求めること。なお、A企業が必要な手続きに応じない場合、関係行政機関等に相談すること。

働き方自己診断チェックリストの運用方法(2/2)

ケース2 施工体制台帳の作成を要しない工事での確認



- ① 元請企業は見積依頼の際に、一人親方に工事を依頼する下請企業がいる場合は②～④を行うよう働きかける。なお、元請企業が直接一人親方に見積依頼を行う場合は、②～④の手順に準じて一人親方の働き方を確認すること。
- ② 一人親方と直接、注文書及び請書による相互交付を行う企業（以下、A企業とする）は一人親方に工事を依頼する前にチェックリストで一人親方の働き方を確認・記入する。
- ③ 一人親方を見積を依頼された際に、当該工事を完成させる際の働き方をチェックリストで確認・記入し、A企業に提出する。
- ④ A企業は見積書を元請企業に提出する際に、一人親方から提出された契約関係書類の写し、A企業及び一人親方が記入したチェックリストを提出する。下請企業が数次にわたる場合は、上位発注企業を通じて元請企業に提出する。
- ⑤ 元請企業はチェックリストと契約関係書類の写しの内容を確認するとともに、一人親方本人に対し、現場作業に従事する際の実態を確認すること。その結果、建設工事の完成を目的とした作業で無い場合やチェックリストの結果が労働者と考えられる場合、元請企業はA企業に対して雇用契約の締結等を促す。

注意

- 契約関係書類の写しとは、A企業と一人親方の間で交わされた見積書、基本契約書、注文書や請書を想定している。
- ②の手順において、A企業はチェックリストで一人親方の働き方を確認し、その結果、労働者に当てはまる働き方になっていると認められる場合は、適切に雇用契約の締結・社会保険の加入を行うこと。
- ③の手順において、一人親方はチェックリストで働き方を確認し、その結果に応じて、雇用契約の締結・社会保険の加入を行うようA企業に求めること。なお、A企業が必要な手続に応じない場合、関係行政機関等に相談すること。

ケース3 新規入場者教育等での確認

- ① 元請企業は新規入場者教育時の新規入場者調査票等で一人親方かそうでないかを確認する。
- ② 一人親方には「働き方自己診断チェックリスト」で働き方を確認し、チェックリストの提出を求める。
- ③ チェックリストに多く該当する場合は、A企業に対して雇用契約の締結等を促す。

補足

- ◆ 直接の契約関係にある下請企業に指示し、又は協力させ、元請企業はこれを統括するという方法も可能。
- ◆ 施工体制台帳の作成を要する工事の場合はケース1またはケース3のいずれかを選択する。施工体制台帳の作成を要しない工事の場合はケース2またはケース3のいずれかを選択する。



「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」について

所属する事業所		就労形態	雇用保険	医療保険 (いずれか加入)	年金保険
事業所の 形態	常用労働者 の数				
法人	1人～	常用 労働者	雇用保険※2	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保 険組合(建設国保等)※1	厚生年金
	—	役員等	—	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保 険組合(建設国保等)※1	厚生年金
個人 事業主	5人～	常用 労働者	雇用保険※2	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保 険組合(建設国保等)※1	厚生年金
	1人～4人	常用 労働者	雇用保険※2	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金
	—	事業主、 一人親方	—	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金

「下請指導ガイドライン」における
「適切な保険」の範囲

3保険

医療保険及び年金保険

3保険

雇用保険
(医療保険と年金保険については個人
で加入)(医療保険と年金保険については個人
で加入)※3

※1 年金事務所において健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入する。
(この場合は、協会けんぽに加入し直す必要は無い。)
適用除外承認による国民健康保険組合への加入手続については日本年金機構のホームページを参照。
(<http://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/yakuwari/20150518.files/0703.pdf>)

※2 週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用であるか否かを問わない。

※3 但し、一人親方は請負としての働き方をしている場合に限る(詳しくは、一人親方「社会
保険加入にあたっての判断事例集」参照)

□ : 事業主に従業員を加入させる義務があるもの

■ : 個人の責任において加入するもの 21

 国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



全国社会保険労務士会連合会
ALL JAPAN FEDERATION OF LABOR AND SOCIAL SECURITY ATTORNEYS ASSOCIATION

※1 事業主と同居する家族世帯事業者は、原則として国民健康保険、国民年金へ加入します。また、雇用保険は加入できず、労災保険は特別加入となります。

※2 アルバイトやパートタイムであっても、1週間の所定労働時間および1月の所定労働日数が常時雇用者の4分の3以上の場合は協会定年定雇用年金への加入が必要です。

※3 短期間雇用者とは、2ヶ月以内の期間を定めて雇用される者です。

※4 日労働者とは、1ヶ月以内で1日単位の契約で雇用され、日々労働単価を受け取る者です。

※5 1週間の労働時間が20時間以上で、1ヶ月以上引き続き雇用されるとことが見込まれる場合は雇用保険への加入が必要です。

※6 法人や常時5人以上以上使用する個人事業所でも、健康保険の適用除外の承認を受けていることにより、国民健康保険組合に加入することが可能であり、ガイライン上も適切な保険に加入して頂けます。

※7 これらの保険にガイラインの対象はしていませんが、法令により個人での加入が求められています。

事業主に従業員を加入させる義務があるもの 個人で加入するもの

直近の取組

		内容
令和3年度	3月9日	第6回「建設業の一人親方問題に関する検討会」の開催 ○ 改訂時に発出する通知文について意見交換 ○ 働き方自己診断チェックリストの運用の確認 ○ 令和8年度以降の対応に関する意見交換 等
令和4年度	4月1日	「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」改訂施行
	4月～5月	社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」改訂の周知 ○ ガイドラインの改訂に関する勉強会 等
	6月	働き方自己診断チェックリストの活用促進 ○ 一人親方リーフレットの作成 ※ 専門工事業団体、都道府県等へ送付
	11月頃～	建設工事における一人親方の就労状況の把握 ○ 「社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査」 ※ 働き方自己診断チェックリストの活用状況についての設問を追加予定

今後の取組

- 一人親方の実態把握の強化
- 実態を踏まえた、「適正でない一人親方の目安」の策定

Ⅱ-1 書面による契約締結

請負契約の締結に当たっては、契約の内容を明示した書面を作成し、相互に交付しなければなりません



建設業法 第18条、第19条

Ⅱ-2 契約書に記載すべき事項①

契約書面には、建設業法で定める一定の事項（15項目）を記載することが必要です



建設業法 第19条第1項

契約内容をあらかじめ書面で明確にすることで、請負代金、施工範囲等に係る紛争を未然に防ぐことが目的です。

請負契約の締結に当たっては、契約の内容となる一定の重要事項を明示した適正な契約書を作成し、下請工事着工前までに署名又は記名押印して相互に交付しなければなりません。建設業法では以下の**15項目**を満たしていなければなりません。（建設業法 第19条参照）

契約書に記載しておかなければならない重要事項15項目

- | | |
|--|--|
| ① 工事内容 | ⑨ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め |
| ② 請負代金の額 | ⑩ 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め |
| ③ 工事着手の時期及び工事完成の時期 | ⑪ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期 |
| ④ 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容 | ⑫ 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法 |
| ⑤ 請負代金の全部又は一部の前払金又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法 | ⑬ 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容 |
| ⑥ 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め | ⑭ 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金 |
| ⑦ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め | ⑮ 契約に関する紛争の解決方法 |
| ⑧ 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更 | |

建設リサイクル法対象工事の場合は、以下の4項目を書面で記載しなければなりません。

① 分別解体の方法 ② 解体工事に要する費用 ③ 再資源化するための施設の名称及び所在地 ④ 再資源化等に要する費用

書面での契約締結方法

公共工事・民間工事ともに契約内容を以下のいずれかの書面で作成します。

- | | | | |
|---|-----------|---|--------|
| ① | 請 負 契 約 書 | | |
| ② | 注文書・請書 | + | 基本契約書 |
| ③ | 注文書・請書 | + | 基本契約約款 |

Ⅱ-2 追加・変更契約について

追加工事等の発生により、当初の請負契約書に掲げる事項を変更するときは、着工前に書面による契約変更が必要です



建設業法 第19条第2項

Ⅲ

著しく短い工期の禁止

注文者は、その注文した建設工事を施工するために、通常必要と認められる期間に比べて、著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはなりません



下請負人

元請負人

※「通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間」とは、単に定量的に短い期間を指すのではなく、建設工事において適正な工期を確保するための基準として作成された「工期に関する基準」等に照らして不適正に短く設定された期間をいいます。

建設業法 第19条の5

Ⅳ 不当に低い請負代金

自己の取引上の地位を不当に利用し、通常必要と認められる原価に満たない金額で請負契約を締結してはなりません



直接工事費のほか、間接工事費、一般管理費（法定福利費含む）等、通常必要と認める原価を見込んだ金額での協議を！

建設業法 第19条の3

V

不当な使用資材等の購入強制

下請契約の締結後に、自己の取引上の地位を不当に利用して、使用資材等又はこれらの購入先を指定して下請負人の利益を害してはなりません



建設業法 第19条の4

VI やり直し工事について

下請工事の施工後に、元請負人が下請負人に対して工事のやり直しを依頼する場合にあっては、元請下請間で十分な協議を行う必要があります



建設業法 第18条、第19条第2項、第19条の3

VII 赤伝処理について

元下双方の協議・合意が必要であるとともに、元請負人はその内容や差引額の算定根拠について見積条件や契約書に明示しなければなりません

今月現場で
かかった諸費用は、
支払いから差し引かせて
もらいましたよ。

妥当性、
透明性の
確保を！

元請負人



下請負人

そんな一
現場の諸経費を
引かれるなんて
一言も聞いてないし、
廃棄物なんか全然
出していないのに！

事前協議・合意
の書面化を！

建設業法 第18条、第19条、第19条の3、第20条第4項

VIII

下請代金の支払い

- 注文者から代金の支払いを受けた時は、下請負人に対して、1ヶ月以内に、かつ、出来るだけ早く、請負代金を支払わなければなりません
- 特定建設業者が元請負人である場合、工事目的物の引渡の申し出があってから50日以内に、かつ出来るだけ早く、請負代金を支払わなければなりません



建設業法 第24条の3、第24条の6

IX

下請代金のうち労務費に相当する部分の現金払

下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければなりません

現金の範囲については、銀行振込等、現金と同様に扱われているものについても含まれます。

現金でお支払い
します



元請負人

従業員の給料支払いも
あるので、
助かります



下請負人

建設業法 第24条の3第2項

X

割引困難な手形での支払い

特定建設業者は、下請代金の支払を一般の金融機関による割引を受けることが困難と認められる手形により行ってはなりません



建設業法 第24条の6第3項

XI

不利益取扱いの禁止

元請負人が下請負人に対して、下請負人が許可行政庁等に通報を行ったことを理由に、当該下請負人に対して取引の停止などの不利益な取扱いをしてはなりません

通報したから
取引は停止だ

元請負人

元請負人が下記のいずれかに違反する行為

- ・ 不当に低い請負代金の禁止（第19条の3）
- ・ 不当な使用資材等の購入強制の禁止（第19条の4）
- ・ 下請代金の期間内の支払い義務（第24条の3第1項）
- ・ 期間内の検査及び引渡しを受ける義務（第24条の4）
- ・ 特定建設業者の下請代金の支払い義務（第24条の6第3項、第4項）

建設業法 第24条の5

XII

帳簿の備付け・保存及び営業に関する図書の保存

建設業者は営業所ごとに、営業に関する事項を記録した帳簿を備え、保存しなければなりません



保存期間 5年

※発注者から直接請け負った新築住宅建設に係るものは10年

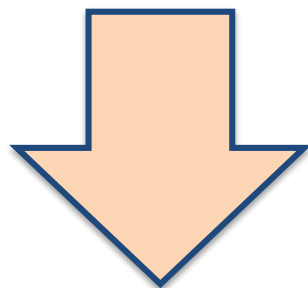
※発注者から直接請け負った元請業者には、以下の図書について10年の保存を義務付け

- ・完成図書
- ・発注者との打合記録
- ・施工体系図

建設業法 第40条の3

- ・ 監理技術者・主任技術者・営業所専任技術者の不適正配置
- ・ 一括下請負
- ・ 施工体制台帳、体系図の未整備
- ・ 経営事項審査の虚偽申請

等



各許可行政庁の定める監督処分基準に該当し、**営業停止等の不利益処分に該当する違反もあります**。関連規定を遵守した取り扱いをしましょう。



2. 法令遵守ガイドラインの改訂

○背景

「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策（令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定）」において、現下の原材料費等の高騰の状況を踏まえた新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等の一環として、建設業における適正な請負代金の設定や適切な工期の確保等について政府全体で取り組むこととされたこと、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画フォローアップ（令和4年6月7日閣議決定）」において、令和8年の約束手形の利用廃止に向けた取組を促進する閣議決定されていること、下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）に基づく振興基準（令和4年7月29日改定）において、約束手形をできる限り利用しないよう努めること及びサプライチェーン全体で約束手形の利用の廃止等に向けた取組を進めることとされていること、宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号。通称「盛土規制法」）が令和4年5月27日に公布されたことなどから元請負人と下請負人との関係に関する部分について、建設業法令遵守ガイドラインを改訂するもの。

○改訂の概要

1. 見積条件の提示等（法第20条第4項、第20条の2）

「工事の内容」に関し、元請負人が最低限明示すべき事項として、以下（下線）のとおり改正された。

「 ⑧ 材料費、労働災害防止対策、建設副産物（建設発生土等の再生資源及び産業廃棄物）の運搬及び処理に係る元請下請間の費用負担区分に関する事項 」

5. 原材料費等の高騰・納期遅延等の状況における適正な請負代金の設定及び適正な工期の確保（建設業法第19条第2項、第19条の3、第19条の5）【新設】

- (1) 原材料費等の高騰や納期遅延が発生している状況においては、取引価格を反映した適正な請負代金の設定や納期の実態を踏まえた適正な工期の確保のため、請負代金及び工期の変更に関する規定を適切に設定・運用することが必要
- (2) 元請負人が下請負人との協議や変更契約に応じない場合は「不当に低い請負代金の禁止」や「著しく短い工期の禁止」に違反するおそれ

9. 赤伝処理（法18条、第19条、第19条の3、第20条第4項）

元請負人が下請代金の支払時に差引く（相殺する）費用として、以下（下線）が改正及び追記された。

- 「 ③ 下請工事の施工に伴い、副次的に発生する建設副産物の運搬処理費用
- ④ 上記以外の諸費用（駐車場代、弁当ごみ等のごみ処理費用、安全協力会費並びに建設キャリアアップシステムに係るカードリーダー設置費用及び現場利用料等） 」

○改訂の概要

10-2. 下請代金の支払手段（法第24条の3第2項）

約束手形の取扱いをめぐる動き等を受け、後半部分が以下（下線）のとおり改正された。

「また、手形通達によって要請されている取組に加えて、振興基準において、約束手形をできる限り利用しないよう努めること及びサプライチェーン全体で約束手形の利用の廃止等に向けた取組を進めることとされていること、『新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画フォローアップ（令和4年6月7日閣議決定）』において令和8年の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する旨閣議決定されていること、金融業界に対し、令和8年に手形交換所における約束手形の取扱いを廃止することの可否について検討するよう要請されていること等を踏まえ、建設業界においても、発注者も含めて関係者全体で、約束手形の利用の廃止等に向けて、前金払等の充実、振込払い及び電子記録債権への移行、支払サイトの短縮等の取組を進めていくよう努めること、また、元請負人及び下請負人の関係のみならず、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送事業者、建設関連業者等との関係においても同様の取組を進めることが重要であることについても留意しなければならない。」

11. 長期手形（法第24条の6第3項）

手形等のサイトの短縮について（令和4年2月16日20211206中庁第1号・公取企第131号）において、公正取引委員会及び中小企業庁が、おおむね令和6年までに、60日を超えるサイトの約束手形、一括決済方式及び電子記録債権を、下請代金支払遅延等防止法上「割引困難な手形」等に該当するおそれがあるものとして指導の対象とすることを前提として、同法の運用の見直しの検討を行うこととしていることを受けて、その旨に留意することが追記された。

14-4. 建設工事で発生する建設副産物について【新設】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に基づき、建設現場から発生する建設副産物を他工事や再資源化施設、処分場等へ運搬するための経費や、その処理に要する経費は、建設業者が義務的に負担しなければならない費用で、法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれる。

元請負人及び下請負人は、建設副産物の適正処理の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分を明確化し、契約書面に明示することが望ましい。

下請負人は、建設副産物の適正処理に要する経費を適正に見積り、見積書に明示すべき。

パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化会議における国土交通大臣発言（概要）

（令和3年12月27日 岸田総理、斉藤国土交大臣等 → 経団連会長など経済団体5団体トップ、日建連会長など事業者団体22団体トップ）

- 業界団体では、ダンピング受注の排除や適正な請負代金での下請契約締結の周知などに取組んで頂きました。
- 国土交通省としては、特に民間工事における取引適正化が重要と考えており、各団体の皆様には、適正な請負代金の設定や支払条件の改善、適正な工期の確保にご協力をお願い致します。

「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について」

（令和4年4月26日 国不建第52号～第55号 国土交通省 不動産・建設経済局長 → 建設業者団体、公共発注者、民間発注者）

- ◆ 取引価格を反映した適正な請負代金の設定や、納期の実態を踏まえた適正な工期の確保に加え、本年実施したモニタリング調査の結果も踏まえ、スライド条項の適切な設定・運用や必要な契約変更の実施について要請

< 契約締結時 >

公共・民間それぞれの標準約款に記載されている請負代金や工期の変更に関する規定（スライド条項等）を適切に設定すること

< 契約締結後 >

それらの規定を適切に運用すること

受注者や下請企業から協議の申出があった場合は、適切に応じること等により、状況に応じた必要な契約変更を実施するなど、適切な対応を図ること

- ◆ 各関係者における取組の推進に向け、通知先に応じてそれぞれ以下を周知

建設業者団体

- ・ 下請企業等との取引において円滑な価格転嫁を進めるため、発注者との契約においても適切な対応を図ること
- ・ 資材業者等に対しても同様の配慮を行うこと

公共発注者

- ・ 資材単価の改定を月ごとなど適時に行うこと、状況等を踏まえて単価設定のための調査の時期の前倒し・頻度の増加等の対応をとること、可能な限り最新の時点の単価を用いて積算すること等により、原材料費の最新の取引価格を請負代金へ適切に反映すること

民間発注者

- ・ 建設工事の受注者は、発注者が事業を推進する上での重要なパートナーであり、また、受発注者間の価格の転嫁が元下間・資材業者等への転嫁に当たっても重要となることから、適切な対応を図るべきこと

- ◆ 価格転嫁に関する相談等を「建設業フォローアップ相談ダイヤル」にて受け付けている旨周知

➡ 適切な価格転嫁、取引の適正化に向けて、官民協働で取組を推進

「資源有効利用促進法」を知っていますか？

「資源有効利用促進法」を知っていますか？

「資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）」では、建設工事の発注者及び受注者に建設副産物の発生抑制と再利用の促進に努めることを求めています。

（１）設計・計画段階で取り組むべきこと（発注者）

建設工事の設計・計画段階からの取組み

- ・資源有効利用促進法では受注者だけでなく発注者にも原材料の使用の合理化や再生資源の利用に努めることを求めています。
- ・これは、建設副産物の発生を抑制し再資源化等及び適正処理の促進を図るには、施工方法の選択など施工段階からの取組のみならず、**計画・設計段階からの取組がより重要**なためです。

（２）施工前に実施すること（元請企業）

再生資源利用促進計画・再生資源利用計画の作成等

- ・元請企業は、**一定規模以上※の工事を施工する場合、再生資源利用促進計画及び再生資源利用計画を作成**することとなっています。
- ・また、工事現場において責任者を置くなど管理体制を整備し同計画の事務を適切に行うこととなっています。

（３）竣工後に実施すること（元請企業）

再生資源利用促進計画・再生資源利用計画の実施状況の記録・保存

- ・元請企業は、再生資源利用促進計画及び再生資源利用計画の**実施状況を把握して記録し、工事完成後１年間保存**することとなっています。

※計画の作成を要する一定規模以上の工事
《再生資源利用促進計画（建設副産物を搬出する際の計画）》

計画を作成しなければならない工事	
次のような指定副産物を搬出する工事	
1. 土砂	…… 1, 000m ³ 以上
2. Co塊	…… 合計200t以上
As塊	
建設発生木材	

計画に定める内容
1. 指定副産物の種類ごとの搬出量
2. 指定副産物の種類ごとの再資源化施設又は他の工事現場等への搬出量
3. その他、建設副産物に係る再生資源の利用の促進に関する事項

《再生資源利用計画（再生資材を利用する際の計画）》

計画を作成しなければならない工事	
次のような建設資材を搬入する工事	
1. 土砂	… 1, 000m ³ 以上
2. 砕石	…… 500t以上
3. 加熱アスファルト混合物	…… 200t以上

計画に定める内容
1. 建設資材ごとの利用量
2. 利用量のうち再生資源の種類ごとの利用量
3. その他、再生資源の利用に関する事項

廃棄物混じり土の発生防止に関するお知らせ

廃棄物混じり土の発生防止に関する お知らせ

建設現場で発生する廃棄物混じり土は、
建設現場等で土と廃棄物に
分別することが必要です。

また、分別された廃棄物については、
廃棄物処理法に基づき適切な処理
を行うことが必要です。

廃棄物混じり土の適正処理

- ・廃棄物処理法（※1）では…
 - **廃棄物の不法投棄は禁止**されています。
 - 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなくてはなりません。
 - 事業者が廃棄物の処理を他人に委託する場合は、廃棄物処理法に規定する処理業者に委託することや、適正な委託契約を締結するなど、排出事業者としての義務を遵守する必要があります。

※ 建設工事では、原則として**元請業者**が排出事業者となります。

- ・土と分別したコンクリートや建設汚泥等は、リサイクルして有効活用しましょう。

廃棄物が混じっていない土の有効利用

- ・廃棄物が混じっていない土は、資源有効利用促進法（※2）に基づき、他工事での利用など、再生資源として有効利用に努めていただく必要があります。
- ・工事現場から一定以上の建設発生土を搬出する場合は、元請業者に「再生資源利用促進計画」の作成義務が課せられます。

注）廃棄物を分別した土（分別土）の取扱いは、マニュアル（※3）を参照ください。

（※1）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

（※2）資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）

（※3）建設工事で搬出する廃棄物混じり土対応マニュアル（（独）土木研究所監修 平成21年10月）

■廃棄物処理担当窓口一覧（北陸・中部・近畿地方）

都道府県・ 政令市・中核市	担当課名	電話番号
新潟県	環境局資源循環推進課	025-280-5161
新潟市	環境部廃棄物対策課廃棄物指導室	025-226-1411
富山県	生活環境文化部環境政策課廃棄物対策班	076-444-9618
富山市	環境部環境政策課廃棄物対策係	076-443-2178
石川県	生活環境部資源循環推進課	076-225-1474
金沢市	環境局ごみ減量推進課	076-220-2302
岐阜県	環境生活部廃棄物対策課	058-272-8217
岐阜市	環境部産業廃棄物指導課	058-214-2169
静岡県	くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課	054-221-2423
静岡市	環境局 廃棄物対策課	054-221-1363
浜松市	環境部産業廃棄物対策課	053-453-6110
愛知県	環境局資源循環推進課・廃棄物監視指導室	052-954-6235
名古屋	環境局事業部廃棄物指導課	052-972-2392
豊橋市	環境部廃棄物対策課	0532-51-2410
岡崎市	環境部廃棄物対策課	0564-23-6876
一宮市	環境部廃棄物対策課	0586-45-5374
豊田市	環境部廃棄物対策課	0565-34-6710
福井県	安全環境部循環社会推進課	0776-20-0382
福井市	市民生活部環境廃棄物対策課	0776-20-5398
三重県	環境生活部廃棄物・リサイクル課 廃棄物規制・審査班	059-224-2475
滋賀県	滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課	077-528-3473、3475
大津市	環境部産業廃棄物対策課	077-528-2062
京都府	府民環境部循環社会推進課	075-414-4717
京都市	環境政策部循環社会推進部廃棄物指導課	075-222-3957
大阪府	環境農林水産部循環社会推進室産業廃棄物指導課	06-6210-9570
大阪市	環境局環境管理部環境管理課産業廃棄物規制グループ	06-6630-3284
堺市	環境局環境保全部環境対策課	072-228-7476
豊中市	環境部事業ごみ指導課	06-6858-3070
吹田市	環境部環境保全指導課	06-6384-1799
高槻市	市民生活環境部資源循環推進課	072-669-1886
枚方市	環境部環境指導課	050-7102-6013～6018
八尾市	環境部循環社会推進課	072-924-3772
寝屋川市	環境部環境保全課	072-824-1021
東大阪市	環境部産業廃棄物対策課	06-4309-3207
兵庫県	環境部環境整備課	078-362-3281
神戸市	環境局環境保全課	078-595-6189
姫路市	環境局美化部産業廃棄物対策課	079-221-2405
尼崎市	経済環境局環境部産業廃棄物担当	06-6489-6310
明石市	市民生活局環境室産業廃棄物対策課	078-918-5784
西宮市	環境局環境事業部事業系廃棄物対策課	0798-35-0185
奈良県	水循環・森林・景観環境部廃棄物対策課	0742-27-8748
奈良市	環境部廃棄物対策課	0742-71-2226
和歌山県	環境生活部環境政策部循環社会推進課	073-441-2692
和歌山市	市民環境局環境部産業廃棄物課	073-435-1221

廃棄物処理法に関してご不明点がございましたら
各自治体の廃棄物処理担当窓口にお問い合わせください。



3. その他

建設業に関する各種相談窓口

国土交通省では以下の各種相談窓口等を設けております

建設業フォローアップ相談ダイヤル

建設業に関する様々な相談を受け付けます！

TEL 0570-004976

E-mail:hqt-kensetsugyou110@gxb.mlit.go.jp

【受付時間】 10:00～12:00,13:30～17:00
(土日、祝日、閉庁日を除く)

- 労務単価、品確法の運用指針、社会保険加入対策などの建設業に関する様々な相談を総合的に受け付けます。
- 加えて、建設業法令遵守ガイドラインの内容や、取引に関する法令上の規定などを確認したい場合の相談も受け付けます。

建設業フォローアップ相談ダイヤル

検索



駆け込みホットライン

—建設業法違反通報窓口—

TEL 0570-018-240

FAX 0570-018-241

E-mail:hqt-k-kakekomi-hl@gxb.mlit.go.jp

【受付時間】 10:00～12:00,13:30～17:00
(土日、祝日、閉庁日を除く)

- 「駆け込みホットライン」に寄せられた情報により、法令違反の疑いがある建設業者には、許可行政庁が必要に応じ立入検査などを実施し、違反行為があれば指導監督を行います。



駆け込みホットライン

検索

- 下請負人が、元請負人から不当な資材等の購入強制、正当な理由がない長期の支払保留など、建設業法に違反するおそれがある行為を受けたとして監督行政庁に通報したことを理由に今後の取引を停止するなど、不利益な取扱いをすることは法律で禁止されています。

建設工事をめぐる元請下請間等の請負契約に関するトラブル相談窓口のご案内

建設業取引適正化センター

トラブルを解消して、健全な取引をしよう！

建設業取引適正化センター

検索

センター 東京
TEL 03-3239-5095
FAX 03-3239-5125
E-mail:tokyo@tekitori.or.jp

センター 大阪
TEL 06-6767-3939
FAX 06-6767-5252
E-mail:osaka@tekitori.or.jp

相談料
無料



【受付時間】 9:30～17:00 (土日、祝日及び12/29～1/3を除く)

- 元請・下請間等の取引で「困ったことが起きたが、どうしたら良いかわからない」という方には、その解決に向けての方法をアドバイスし、「どこに相談したら良いかわからない」という方には、相談先である関係行政機関、紛争処理機関等をご紹介します。

その他の建設業法に関するお問い合わせ窓口

建設業法に関するお問い合わせ等は、地方整備局等や都道府県の建設業許可担当部署も併せてご活用下さい

各許可行政庁の連絡先は国土交通省ホームページでご確認いただけます。

建設業 許可行政庁一覧

検索

建設業法及び各種ガイドラインのご確認は
国土交通省ホームページでご確認いただけます

建設業法

検索

元請負人と下請負人間における建設業法令遵守ガイドライン

検索

建設業フォローアップ相談ダイヤルについて

建設業フォローアップ相談ダイヤル

～将来にわたる品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に向けて～

国土交通省では、品確法の運用指針の趣旨の現場への浸透や適切な発注者関係の構築に向け、「品確法の運用指針」や「新労務単価」、「建設業における社会保険加入対策」、「資機材価格の高騰等による価格転嫁」などの相談を総合的に受け付ける窓口を開設し、元請事業者、下請事業者、技能労働者など、様々な立場の皆さんの現場の生の声や情報を聞かせていただいていたところとす。

令和元年12月24日より、メールの受付アドレスが変更になっております。本リーフレットのアドレスをご利用ください。

**品確法 運用指針、
新労務単価、社会保険加入対策等
建設業に関する様々な相談を受け付けます！**

TEL.  **0570-004976**
マル マル ヨ ク ナ ロウ

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

受付時間 10:00-12:00 13:30-17:00
(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

国土交通省
不動産・建設経済局 建設業課

「建設業フォローアップ相談ダイヤル」で受け付ける生の声

従来から受け付けていた、品確法の運用指針や公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に関する情報のほか、社会保険加入対策等についても相談や現場の生の声を受け付けます。

品確法の運用指針に関する情報

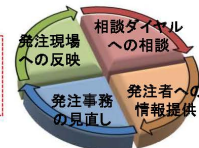
- 「歩切りの禁止」や「ダンピング対策」などの、品確法の運用指針の内容の実施状況についての相談
- 公共工事の品質確保と担い手の中長期的な育成・確保といった、品確法の基本理念に関連する現場の取組・実態についての情報

<例えば…>

- ・品確法の運用指針の内容について教えて欲しい。
- ・違反と疑われる発注者の行為について相談したい。
- ・発注者には言いにくい受注者の悩み、現場での困難な実態を聞いて欲しい など

いただいた情報をもとに…

- 当該発注者等に情報提供を行うこと等により見直しの促進を図っていきます。
- 運用指針の実施状況のフォローアップに活用するなど、各種施策の検討の参考にさせていただきます。



公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に関する情報

- 発注者と元請負人との請負契約についての情報
- 元請負人と下請負人との取引の際の法令違反、または、法令違反のおそれがある情報
- 1次下請負人と2次下請負人など、下請負人間での取引の際の法令違反、または、法令違反のおそれがある情報

<法令違反のおそれがある情報の例>

- ・元請負人が見積の際に、合理的な根拠もなく、下請負人の示した労務単価を下回る額を一方向的に押しつけ、その額で下請契約を締結した など

※元請負人と下請負人間の取引に係る法令違反、または、法令違反のおそれのある事例は、国土交通省のホームページに掲載されている「建設業法令遵守ガイドライン」をご覧ください。

社会保険加入対策

- 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」や現場入場についての相談

価格転嫁に関する情報

- 発注者との契約後における資機材価格の高騰等への対応についての相談

その他の関連情報

- 行政や業界の取組や現場の実態についての関連する情報

※お寄せいただいた情報には、国土交通省が直接対応出来ない場合もありますので、予めご了承ください。



法令違反、または、違反のおそれのある情報については、「建設業法令遵守推進本部」が端緒情報として取り上げ、当該建設業者への立入検査等をするかどうかの判断をします。

いただいた情報については、今後の取組の参考とさせていただくほか、個別事案を特定できない方法で公表させていただくこともありますので、予めご了承下さい。

E-mail: hqt-kensetsugyou110@gxb.mlit.go.jp

「建設業フォローアップ相談ダイヤル」への情報は、電子メールでも受け付けています。

<品確法・運用指針の内容や公共工事設計労務単価等の内容についてはホームページをご覧ください>

品確法・運用指針: http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000089.html

公共工事設計労務単価: http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000217.html

社会保険加入対策: http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html

盛土規制法について

建設企業の皆様へお知らせ(R4.10)

盛土規制法(「宅地造成及び特定盛土等規制法」)
が公布されました(施行は令和5年5月を予定)。

【ご注意ください】

盛土規制法では、宅地に限らず、**新たに農地や森林等で行う盛土や一時的に堆積する土石**についても規制の対象となりました。施工の際は発注者が都道府県から許可を得ているか確認の上、施工するようにしてください。

また、盛土規制法に関連して、資源有効利用促進法で定める「再生資源利用(促進)計画」の作成対象工事の範囲が拡大(**搬入・搬出土砂量1,000m³→500m³以上**)されましたので、ご注意ください。

1, 盛土規制法の背景

盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「宅地造成等規制法」を法律名・目的も含めて抜本的に改正し、土地の用途(宅地、森林、農地等)にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制します。

2, 盛土規制法の概要

①スキマのない規制

- ・都道府県知事等が、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定
- ・農地・森林の造成や土石の一時的な堆積も含め、規制区域内で行う盛土等を許可の対象とする等

②盛土等の安全性の確保

- ・盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、災害防止のために必要な許可基準を設定
- ・許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、[1]施工状況の定期報告、[2]施工中の中間検査及び[3]工事完了時の完了検査を実施 等

③責任の所在の明確化

- ・盛土等が行われた土地について、土地所有者等が安全な状態に維持する責務を有することを明確化
- ・災害防止のため必要なときは、土地所有者等だけでなく、**工事施工者**に対しても、是正措置等を命令できることとする 等

④実効性のある罰則の措置

- ・罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する罰則について、条例による罰則の上限より高い水準に強化 等

※ 最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下・法人重科3億円以下

盛土規制法に関連して、建設企業の皆様にご注意頂く情報

1, 資源有効利用促進法の改正内容について

○省令の一部改正

R4.9.2に公布、R5.1.1施行

- ・元請事業者等(発注者から直接工事を請け負った者及び自主施工者)が作成する「再生資源利用(促進)計画」の**作成対象工事の範囲が拡大(搬入・搬出土砂量1,000m³→500m³以上)**されました。
- ・元請事業者等は再生資源利用(促進)計画を**公衆の見やすい場所に掲示**し、併せて**インターネットに公表**するよう努めることとなりました。
- ・元請事業者等が作成する「再生資源利用(促進)計画」の**保存期間が延長(1年→5年)**されました。

※盛土規制法の施行(令和5年春)に併せ、更なる省令改正を予定(搬出先の盛土規制法の許可の事前確認・土砂受領書等の確認義務化等)

○政令の一部改正

R4.9.2に公布、R5.1.1施行

- ・再生資源の利用(促進)が著しく不十分であると認める場合に国土交通大臣による立入検査・勧告・命令の対象となる事業者の**要件基準が拡大(事業年度における完工高50億円以上→25億円以上)**されました。

2, 建設工事請負契約約款、ガイドラインの改正内容について

【建設工事標準請負契約約款】

- ・公共・民間に関わらず請負約款において、建設発生土の搬出先を明確化。

【建設業法令遵守ガイドライン、受発注者間における建設業法令遵守ガイドライン】

- ・「建設発生土の運搬及び処理に要する費用」は、通常必要と認められる原価に含まれることを明確化しました。当該経費を一時的に削減し、通常必要と認められる原価に満たない金額で請負契約を締結した場合には、建設業法第19条の3の「不当に低い請負代金の禁止」に違反するおそれがありますので、ご注意ください。

○盛土に関して不明な点等、お困りの際は以下にご相談ください。

3, 相談窓口

建設部計画管理課内に盛土に関する一元的な相談窓口(盛土総合窓口)を設置

問合せ先: TEL 052-953-8571 MAIL: cbr-morido@gxb.mlit.go.jp

ポータルサイト: <https://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/morido/index.html>

中部地方整備局HPの紹介①

①中部地方整備局 トップページ



赤丸で囲んだバナーをクリック

②建設産業課 トップページ



<ご覧いただける内容(抜粋)>

◆改正建設業法HP

改正建設業法に関連する各種資料などをご覧いただけます。

◆建設業の社会保険加入対策

社会保険加入対策の取り組みや関連するパンフレット、解説資料などをご覧いただけます。

◆建設業法に基づく適正な施工の確保に向けて

現場の技術者や施工体制台帳の作成等を中心にわかりやすく解説したパンフレットです。

◆建設業法令遵守ガイドライン

元下間で、どのような行為が建設業法に違反するかを具体的に示し、公正かつ透明な取引の実現を目的としています。

※他にも様々な関連情報を掲載しています。

○国土交通省 中部地方整備局 建設産業情報HPアドレス
<https://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/contents03.html>



改正建設業法HP

[整備局トップ](#) > [建政部トップ](#) > [建設業 不動産業](#)
改正建設業法

[建政部TOP](#) | [まちづくり](#) | [歴史まちづくり](#) | [住まいづくり](#) | [建設業 不動産業](#) | [国営木曽三川公園](#) | [パンフレット](#) | [事例紹介](#)

令和2年10月1日 改正建設業法が施行されました

// お知らせ

改正建設業法が令和2年10月1日に施行されました。建設業者の方々には、大きく関係する事項ですので、正確な理解と一層の法令遵守をお願いいたします。

2020.10.19 [建設業法に基づく適正な施工の確保に向けて（令和2年10月改訂）](#)

2020.10.01 [改正建設業法説明会資料](#)

2020.10.01 [建設業許可の手引き（令和2年10月更新）](#)

2020.09.04 [建設業法施行規則等の公布](#)

国土交通省 中部地方整備局 建政部 建設産業課
〒460-8514
名古屋市中区三の丸2丁目5番地1号 名古屋合同庁舎第2号館
電話番号：052-953-8572 FAX番号：052-953-8606



改正建設業法 特設HP

<https://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/contents10.html>

<ご覧いただける内容(抜粋)>

◆適正な施工の確保に向けて
適正な施工体制について、一問一答
形式で紹介しています

◆新・担い手三法について
建設業法、入契法、品確法の一体的
改正について資料を掲載しています

◆建設業許可の手引き
改正建設業法に対応した手引きを掲
載しています

◆建設業法施行規則
国土交通書HPにて、概要・法律・省令等を
掲載しています。

- 取引条件の改善に向けて建設業法違反となる取引上の行為や注意点などを掲載した「建設企業のための適正取引ハンドブック」をHPに掲載しています。
- このハンドブックの説明動画をYou Tube「MLIT channel」で配信しています。



建設企業のための適正取引ハンドブック ダウンロード

<https://www.mlit.go.jp/common/001364815.pdf>



説明動画 YouTube 「MLIT channel」

<https://www.youtube.com/user/mlitchannel>

